株主各位

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号参 天 製 薬 株 式 会 社 取締役社長 森 田 降 和

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「議決権行使についての参 考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権を行使し ていただきますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、 ご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使]

当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、23頁「インターネットによる議決権行使のご利用の注意点について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成18年6月27日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号 当社本社ビル 5 階 センチュリーホール

3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第94期 (平成17年4月1日から) 営業報告書、連結貸借 対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照 表および損益計算書報告の件
- 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査 結果報告の件

決議事項

第1号議案 第94期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考 書類」に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 取締役の報酬基準改定の件

第6号議案 監査役の報酬基準ならびに報酬額改定の件

第7号議案 取締役に対するストックオプションとして新株予約

権を発行する件 議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考 書類」に記載のとおりであります。

第8号議案 執行役員に対するストックオプションとして新株予 約権を発行する件

> 議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考 書類」に記載のとおりであります。

> > 以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を 会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

865.893個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第94期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、第94期定時株主総会招集ご通知添付書類の35 頁に記載のとおりとさせていただきたく存じます。

製社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、業績に応じた適正な利益還元と企業財政の柔軟性・健全性の維持、資本効率の向上を図るという考え方に基づき、配当による株主還元を重視し、積極的に行うとともに、自己株式の消却に関しましても、株主価値、資本効率向上のための機動的手段として適宜検討しております。当期の利益配当金につきましては、1株につき35円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金(1株につき25円)を加えた1株当たりの年間配当金は60円となり、前期に比べて10円の増配となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、株主総会参考書類等につき、インターネット開示をもって株主の皆様に提供したものとみなす対応が可能となり、コスト削減に資することができるよう第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に取締役会の決議を書面または電磁的方法により機動的に行うことができるよう、第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、監査体制の一層の強化を図るために、第36条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

各基準日を明確にするために、定時株主総会の議決権の基準日につきましては、第15条(定時株主総会の基準日)を新設し、剰余金の配当の基準日につきましては、第38条(期末配当および基準日)および第39条(中間配当および基準日)に各々記載するものであります。これに伴い現行定款第11条(基準日)を削除するものであります。

会社法におきましては、現行定款第16条(議事録)は任意的記載事項となり、出席取締役の押印義務がなくなったことから、本条文を削除するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、この機会に一部 表現、条数の変更、字句の修正を行うものであります。

その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うものであります。

- (2)「電子公告制度のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日から施行され、公告方法として電子公告によることが認められたことに伴い、周知性の向上および合理化を図るため当社の公告方法を日本経済新聞に掲載して行う方法から電子公告にて行う方法に変更し、不測の事態に備え、予備的な公告方法を定めるため、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 株主総会の運営をより適切に行うため、株主総会の議長を現行定款第13条(招集者および議長)に記載の「取締役社長」から「代表取締役」に変更するものであります。
- (4) 当社の取締役会は、少人数を維持することで、十分な議論と迅速な意思 決定を可能としております。現状の取締役数7名を勘案し、現行定款第 17条(取締役の員数)について取締役の員数を「20名以内」から「12名 以内」に変更するものであります。
- (5) 今回、新たに「最高経営責任者」(ČEO)と「最高執行責任者」(COO)の選任を可能とするため、現行定款第20条(代表取締役および役付取締役)について所要の新設を行うものであります。
- 変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(下線 は変更部分であります。)

	(下級因交叉即分でのうよう。)
現 行 定 款	変 更 案
第2条(<u>本店の所在地</u>) 当会社は本店を大阪市に置く。	第2条(<u>目的</u>) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 医薬品、化学薬品、工業薬品、動物用 医薬品、試薬、医薬部外品、化粧品、食品、食品添加物、飲料品、飼料、飼料添加物、農薬、防疫用薬剤、衛生用具、医療器具、計量器およびその他の化学製品の製造、売買ならびに輸出入。 2. 不動産の売買、賃貸借および管理。 3. 機械器具の売買、賃貸借およびその仲介業。 4. 倉庫業。 5. 貨物自動車運送事業および自動車運送取扱事業。

珼 行 定 款 恋 更 案 6. クリーニング業<u>。</u> 7. 前各号に附帯<u>関連する一切の事業なら</u> びに投資。 第3条(目的) 第3条(本店の所在地) 当会社は次の事業を営むことを目的とす 当会社は、本店を大阪市に置く。 1. 医薬品、化学薬品、丁業薬品、動物用 医薬品、試薬、医薬部外品、化粧品、 食品、食品添加物、飲料品、飼料、飼 料添加物、農薬、防疫用薬剤、衛生用 医療器具、計量器およびその他の 化学製品の製造、売買ならびに輸出 不動産の売買、賃貸借および管理。 機械器具の売買、賃貸借およびその仲 介業。 倉庫業 貨物自動車運送事業および自動車運送 取扱事業。 <u>クリーニング業</u>。 前各号に附帯関連する一切の事業なら <u>びに投資。</u> [新設] 第4条(機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 取締役会 監査役 監査役会 会計監査人 第4条(公告の方法) 第5条(公告方法) 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。 当会社の公告方法は、電子公告とする。た だし、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができな い場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 尤 第2章 第5条(株式の総数) 第6条(発行可能株式総数) <u>当 会 社 の 発 行</u> す る 株 式 の 総 数 は 当会社の発行可能株式総数は、 152,844,454株とする。 151,493,354株とする。 ただし、株式消却が行われた場合には、こ れに相当する株式数を減ずる。 [新設] 第7条(株券の発行)

(5)

第6条(自己株式の取得)

当会社は、商法第211条 / 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自

己株式を取得することができる。

当会社は、株式に係る株券を発行する。

当会社は、会社法第165条第2項の規定に

より、取締役会の決議をもって市場取引等

により自己の株式を取得することができる。

第8条(自己の株式の取得)

第<u>7</u>条(<u>1単元の株式の数</u>および単元未満株券の不発行) 当会社の<u>1単元の株式の数は</u>100株とする。

当会社は、<u>1単元の株式数に満たない株式</u> に係る株券を発行しない。

[新設]

第8条(単元未満株式の買増し)

当会社の単元未満株式を有する株主 (実質 株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規 則に定めるところにより、その単元未満株 式の数と併せて1単元の株式の数となるべ き数の株式を当会社に対し売渡すことを請 求することができる。

第9条(名義書換代理人)

当会社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は 取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公 告する。

当会社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第10条(株式取扱規則)

当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱は本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

変 更 案

第<u>9</u>条 (<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発行) 当会社の<u>単元株式数は、</u>100株とする。

当会社は、第7条の規定にかかわらず、単 元未満株式に係る株券を発行しない。

第10条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式につい て、次に掲げる権利以外の権利を行使する ことができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権 利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割当 てを受ける権利
- 4. 次条に定める請求をする権利

第11条(単元未満株式の買増請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数</u>の株式を当会社に対し売<u>り</u>渡すことを請求することができる。

第<u>12</u>条(<u>株主名簿管理人</u>) 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを 公告する。

_当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。 以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪 失登録簿の作成ならびに備置きその他の株 主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登 録簿に関する事務は、これを株主名簿管理 人に委託し、当会社においてはこれを取扱 わない。

第13条(株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱<u>いおよび手数料は、法令または</u>本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

変 更 案

第11条(基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿 および実質株主名簿に記載または記録され た株主をもって定時株主総会において権利 を行使すべき株主とする。

前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿記載または記録の株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする。

第3章 株 主 総 会

第12条(招集)

(条文省略)

[新設]

第13条(招集者および議長)

株主総会は取締役会の決議に基き<u>取締役社長が招集し</u>その議長となる。取締役社長にさしつかえあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにかわる。

[新設]

第14条(決議)

株主総会の決議は法令または本定款に別段 の定めがある場合を除き、出席した株主の 議決権の過半数をもって行う。

商法第343条の規定によるべき決議は、総 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 [削除]

第3章 株主総会

第14条(招集)

(現行どおり)

第15条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年3月31日とする。

第16条(招集者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにかわる。

第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条(決議)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 を代理人として議決権を行使することがで きる。

ただし、株主または代理人は株主総会毎に 代理権を証する書面を当会社にさしださな ければならない。

第16条(議事録)

株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印してこれを当会社の本店に10年間保存する。

第4章 取締役および取締役会

第17条(取締役の員数)

当会社の取締役は20名以内とする。

第18条(取締役の選任)

取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の</u>議決権の3 分の1以上を有する株主<u>の</u>出席を要する。 取締役の選任決議については累積投票によ らないものとする。

第19条(取締役の任期)

取締役の任期は<u>就任</u>後1年<u>内の最終の決算</u> 期に関する定時株主総会終結のときまでと する。

第20条(代表取締役および役付取締役)

取締役会はその決議をもって、<u>会社を代表</u> すべき取締役3名以内を選任する。

東海役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。

[新設]

第21条(取締役会の招集時期)

取締役会の招集は各取締役および各監査役 に対し会日の3日前までに<u>その通知を</u>発す る。

ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

変 更 案

第19条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1名を代理人として<u>その</u>議決権を行使する ことができる。

ただし、株主または代理人は株主総会毎に 代理権を証<u>明</u>する書面を当会社にさしださ なければならない。

[削除]

第4章 取締役および取締役会第20条(取締役の員数)

当会社の取締役は、12名以内とする。

第21条(取締役の選任)

<u> 取締役は、株主総会において選任する。</u>

_取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の</u>議決権の3分の1以上を有する株主<u>が</u>出席<u>し、その議決権の過半数</u>をもって行う。

__取締役の選任決議については、累積投票に よらないものとする。

第22条(取締役の任期)

取締役の任期は<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。

第23条(代表取締役および役付取締役等) 取締役会は、その決議をもって、代表取締 役3名以内を選定する。

_取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

取締役会は、その決議をもって、取締役中 より最高経営責任者(CEO)、最高執行責任 者(COO)各1名を定めることができる。

第24条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集<u>通知</u>は、各取締役および各 監査役に対し、会日の3日前までに発す る。

ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

変 更 案

[新設]

第22条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は本定款で定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第23条(取締役の報酬)

取締役の報酬は株主総会の決議<u>をもって</u>定める。

第24条(社外取締役との責任限定契約)

当会社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5</u>号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

第<u>25</u>条(監査役の員数) (条文省略)

第26条(監査役の選任)

監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の</u>議決権の3 分の1以上を有する株主の出席を要する。

第27条(監査役の任期)

監査役の任期は<u>就任</u>後4年<u>内の最終の決算</u> 期に関する定時株主総会終結のときまでと する。

補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>ときまでとする。

第28条(常勤監査役および常任監査役)

<u>監査役は互選をもって</u>、常勤の監査役を<u>選</u> 任する。

前項のほか<u>互選をもって</u>、常任監査役を<u>選</u> 任することができる。 第25条(取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第26条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款で定めるもののほか、取締役会で定める 取締役会規則による。

第27条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第28条(社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

第<u>29</u>条(監査役の員数) (現行どおり)

第30条(監査役の選任)

<u>監査役は、株主総会において選任する。</u>

_監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の</u>議決権の3分の1以上を 有する株主<u>が出席し、その議決権の過半数</u> をもって行う。

第31条(監査役の任期)

監査役の任期は<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>

_補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第32条(常勤監査役および常任監査役)

監査役会はその決議によって、常勤の監査 役を選定する。

第29条(監査役会の招集時期)

監査役会の招集は各監査役に対し会日の3日前までに<u>その通知を</u>発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第30条(監査役会規則)

監査役会に関する事項は本定款で定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第31条(監査役の報酬)

監査役の報酬は株主総会の決議<u>をもって</u>定める。

[新設]

第6章 計 算

第32条(営業年度および決算期)

当会社の<u>営業</u>年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間と<u>し、その末日を決</u>算期とする。

第33条(利益配当)

利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名 簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。

第34条(中間配当)

当会社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し中間配当として金銭の分配を行うことができる。

第35条(除斥期間)

利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

変 更 案

第33条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集<u>通知</u>は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第34条(監査役会規則)

監査役会に関する事項は<u>、法令または</u>本定款で定めるもののほか、監査役会で定める 監査役会規則による。

第<u>35</u>条 (監査役の報酬<u>等</u>)

監査役の報酬<u>等</u>は<u>株主総会の決議によって</u>定める。

第36条(社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

第37条(事業年度)

当会社の<u>事業</u>年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第38条(期末配当および基準日)

当会社は、毎年3月31日を期末配当の基準日として、株主総会の決議により、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第39条(中間配当および基準日)

当会社は、毎年9月30日<u>を中間配当の基準日として、取締役会の決議により、</u>株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第40条(除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第3号議案 取締役7名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、 取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	当社株式の 所 有 数
1	森 田 隆 和 (昭和20年 2 月10日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和55年11月 社長室長 昭和56年7月 取締役 昭和58年7月 常務取締役 昭和62年7月 専務取締役 平成2年10月 取締役社長(現任) 平成14年5月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 (現任) 平成17年9月 参天製薬(中国)有限公司董事 長(現任) (他の会社の代表状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 参天製薬(中国)有限公司董事長	133,400株
2	黒 川 明 (昭和27年9月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役(現任) 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長(現任) 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員(現任)	3,000株
3	三 田 昌 宏 (昭和24年11月13日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和56年4月 マーケティング室長 昭和58年7月 取締役 平成5年6月 五洋企業株式会社取締役社長 (現任) 平成7年6月 常務取締役(現任) 平成13年5月 経営全般、薬制・渉外担当 平成16年1月 経営全般、社会・環境・薬制担 当 平成17年7月 経営全般、薬制担当(現任) (他の会社の代表状況) 五洋企業株式会社取締役社長	234,000株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	当社株式の 所 有 数
4	和 賀 克 公 (昭和25年4月2日生)	平成6年4月 当社入社 平成7年10月 生産本部副本部長 平成9年6月 取締役(現任) 平成9年6月 生産本部長 平成12年4月 生産物流本部長 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員 平成17年7月 社会・環境担当(現任)	2,200株
5	古 川 公 成 (昭和10年 9 月23日生)	昭和61年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成10年6月 当社監査役 平成11年4月 慶應義塾大学名誉教授(現任) 平成15年6月 当社取締役(現任)	2,000株
6	村 松 勲 (昭和14年8月14日生)	昭和59年1月 ファイザー株式会社取締役第二 営業部長 平成3年7月 ブリストルマイヤーズ・スクイ ブ株式会社代表取締役副社長 医薬品事業担当 平成4年12月 スミスクライン・ビーチャム製 薬株式会社代表取締役社長 グラクソ・スミスクライン株式 会社取締役相談役 平成13年4月 有限会社パインクレスト代表取締役(現任) 当社取締役(現任)	株
7	古 谷 昇 (昭和31年11月13日生)	平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 平成17年4月 有限会社ビークル代表取締役 (現任) 平成17年4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科講師(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成17年6月 コンビ株式会社取締役(現任)	株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者のうち古川公成、村松 勲、古谷 昇の各氏は、社外取締役 候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって監査役堀 弘二氏は辞任されますので、 新たに監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況		当社株 所 有	
		帝国酸素株式会社(現 日本エア・リキー ド株式会社) かけ		
		ード株式会社)入社		
佐 藤 康 夫	平成11年4月	同社代表取締役社長		
	平成15年 1 月	ジャパン・エア・ガシズ株式会社取締役		株
(昭和17年9月30日生)		会長兼監査委員会委員長		
	平成17年3月	日本エア・リキード株式会社非常勤取締		
		役相談役 (現任)		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 佐藤康夫氏は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 取締役の報酬基準改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成7年6月29日開催の第83期定時株主総会において、「使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとして月額2,600万円以内」としてご承認いただき現在に至っておりますが、利益処分による役員賞与を取締役報酬に組み込むとともに、取締役の任期との一貫性をより明確にするために、現行の「月額2,600万円以内」から「年額3億1,200万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分として の給与は含まないものといたします。

また、取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと7名となります。

第6号議案 監査役の報酬基準ならびに報酬額改定の件

現在の監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第82期定時株主総会において、「月額500万円以内」としてご承認いただき現在に至っておりますが、社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、監査体制の一層の強化を図るために、報酬額の増額を行うとともに、取締役と同様に報酬基準を月額から年額に変更したく、現行の「月額500万円以内」から「年額8,000万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、監査役の員数は、第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

第7号議案 取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行す る件

会社法第238条等の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することおよび会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に対し割り当てる新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。

- 1. 新株予約権を無償で発行する理由
 - 当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。
- 2. 新株予約権の内容等
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数当社普通株式61.500株とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

- (3) 発行する新株予約権の総数
 - 615個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(ただし、上記2.(2)に従い株式数の調整を行った場合は、同様の調整 を行う。)

- (4) 新株予約権の払込金額
 - 本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる 新株予約権につき、払込金額は無償(新株予約権と引き換えに金銭の 払い込みを要しないもの)とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」という。)に2.(3)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / 無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 新株式発行前の時価

調整後行使金額 = 調整前行使金額 x-

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間 平成20年6月28日から平成28年6月24日まで
- (7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の 株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定め る増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式 交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認さ れたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権 を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7) に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11)端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)新株予約権の公正価格

新株予約権の公正価格は、割当日における諸条件をもとにブラック・ ショールズ・モデルを用いて算定する。

ご参考 平成18年3月31日時点において、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価格は593.59円/株となります。

第8号議案 執行役員に対するストックオプションとして新株予約権を発行 する件

会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で当社執行役員に対して新株予 約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること につきご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当 社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧 客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償 で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

- (1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の執行役員
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数当社普通株式41.300株とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

413個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(ただし、上記2.(2)に従い株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる 新株予約権につき、払込金額は無償(新株予約権と引き換えに金銭の 払い込みを要しないもの)とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」という。)に2.(3)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / 無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 新株式発行前の時価

調整後行使金額 = 調整前行使金額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間 平成20年6月28日から平成28年6月24日まで
- (7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行 役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により 退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の 株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。

その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定め る増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式 交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認さ れたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権 を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7) に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11)端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満た ない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)新株予約権の公正価格

新株予約権の公正価格は、割当日における諸条件をもとにブラック・ ショールズ・モデルを用いて算定する。

ご参考 平成18年3月31日時点において、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価格は593.59円/株となります。

以上

【インターネットによる議決権行使のご利用の注意点について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使 していただきますようお願い申しあげます。

・当日株主総会にご出席の場合

郵送 (議決権行使書) またはインターネットによる議決権行使の手続きはいずれも不要です。

・当日ご出席願えない場合で、

郵送により議決権を行使される場合は、インターネットによる手続きは不要です。 インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送による手続きは不要です。

記

議決権行使サイトのご案内

・当社の指定する議決権行使サイト

http://www.evote.jp/

· 議決権行使期限

株主総会前日〔平成18年6月26日 (月曜日)〕の24時まで受け付けいたします。なお、 議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使いただきますようお願いいたします。

・利用環境の制限

携帯電話を用いたインターネットでも議決権行使が可能です。ただし、次のサービスが ご利用可能であることが必要となります。

・iモード ・EZweb ・Vodafone live!

(「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Vodafone live!」はVodafone Group PIcの商標または登録商標です。)

なお、セキュリティ確保のためSSL通信(暗号化通信)および携帯電話情報送信可能な機種にのみ対応しております。このため、上記サービスがご利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございますので、ご了承ください。(ご不明な点は、下記のヘルプデスクまでお問い合わせください。)

複数にわたり行使された場合の議決権の取扱い

・郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合

到着日時を問わずインターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただき ます。

・インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合

最後に行われた行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。

「議決権行使コード」および「仮パスワード」についてのご注意

・「議決権行使コード」および「仮パスワード」の記載場所

同封の議決権行使書用紙に記載しております。

・パスワードの変更等セキュリティについて

株主以外の他人による不正アクセス(いわゆる"なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更や、当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が発行する専用の電子証明書の取得をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、「議決権行使コード」および「仮パスワード」は株主総会の都度ご通知いたします。

以上

システムに関するお問い合わせ

- 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
- ・電話(受付時間 9:00~21:00、通話料無料): 0120-173-027

第94期定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号 当社本社ビル 5 階 センチュリーホール

